

福岡県公報

令和8年1月13日
第 661 号

目 次

告 示 (第9号)

○液化石油ガス販売事業者の認定 (工業保安課) 1

公 告

○総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) 1

○建設業の許可の取消し (建築指導課) 1

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 2

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 2

選挙管理委員会

○福岡県選挙管理委員会委員長の選挙 (行財政支援課) 2

公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部生活保安課) 2

告 示

福岡県告示第9号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第88条第2項第1号の規定により次のように公示する。

令和8年1月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 認定を受けた者の名称、代表者氏名及び所在地

高松産業株式会社 代表取締役 住吉 弘徳

遠賀郡水巻町吉田東1-1-1

2 認定年月日

令和7年12月11日

公 告

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和8年1月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社日本触媒	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号	令和7年12月22日	令和10年12月21日まで

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づき、建設業の営業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和8年1月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年12月25日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
松永製畳襖店	北九州市小倉北区篠崎3-11-1	松永 英樹	令和3年9月1日 福岡県知事許可（般-3） 第101162号

3 処分の内容

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

松永製麺店については、建設業者の営業所の所在地が確知できないため、令和7年11月14日付の福岡県公報にその旨公告したが、30日を経過しても申し出がなかった。このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年1月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市川原字今一1263番1及び1263番57から1263番61まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号 第五博多偕成ビル101

WITHDOM Group 株式会社

代表取締役 南郷 克英

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年1月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩井田原字西田1096番2及び1098番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市浦志二丁目18番7号-101

江藤 光平

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、令和7年12月24日、福岡県選挙管理委員会は、委員長として次の者を選挙した。

令和8年1月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

住 所 福岡市中央区

氏 名 藤井克巳

公安委員会

福岡県公安委員会告示第393号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく処分基準の一部改正（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和8年1月13日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和7年12月25日から令和8年1月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。